

# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の軽減内容

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。

※産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

・・・対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付（返金）されます。

## 届出に必要な書類

- ① 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）  
※別世帯の方が申請される場合は、世帯主からの委任状が必要となります。
- ② 届出書
- ③ 母子健康手帳など  
※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

## 届出先

福島県 新地町役場 町民生活課 国保年金係 TEL 0244 - 62 - 2116